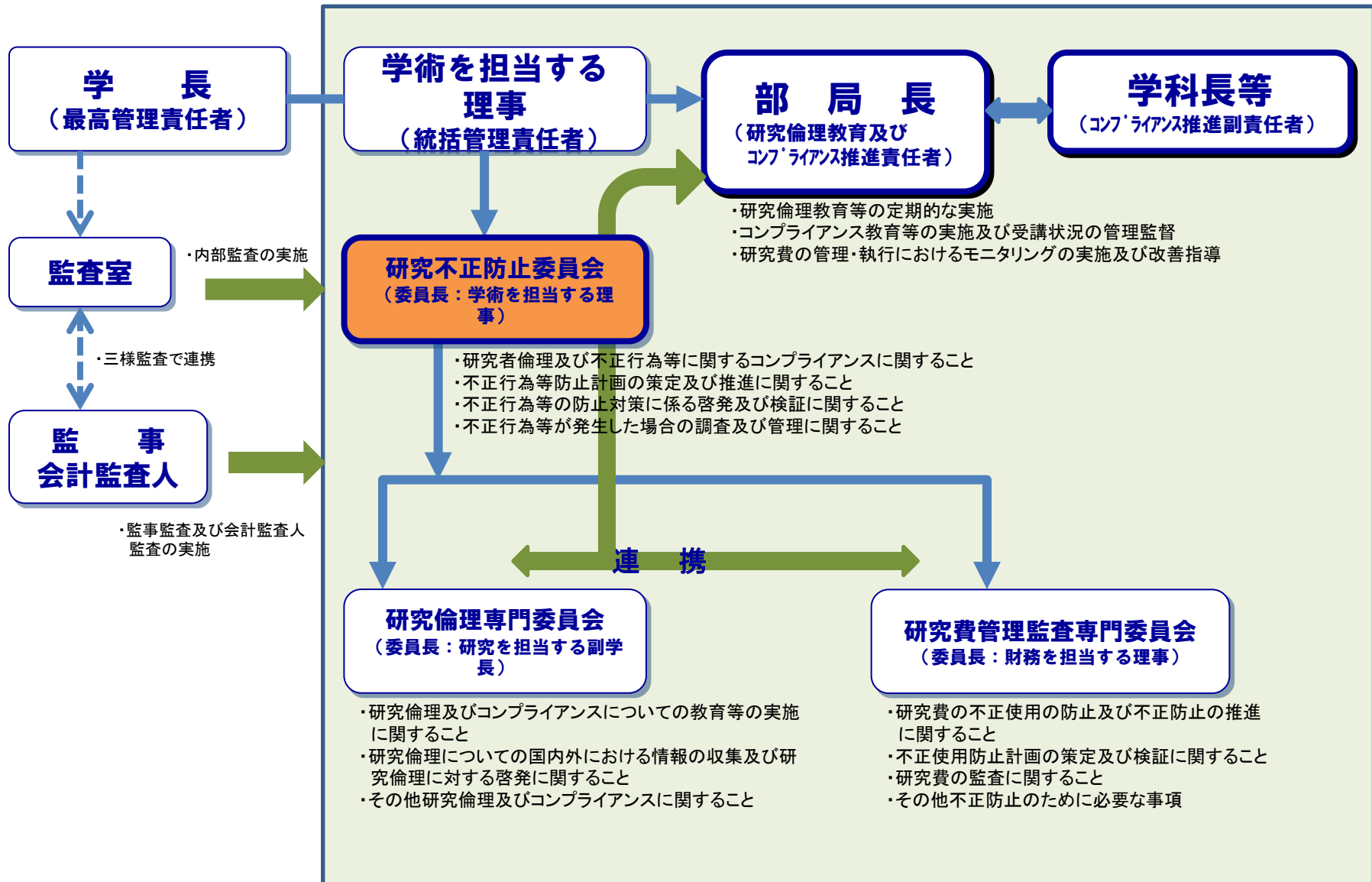


国立大学法人茨城大学における研究不正行為・不正使用防止体制



茨城大学における公的研究費の運営・管理に関わる者の責任範囲と権限

区 分	責任範囲	権 限
学 長 (最高管理責任者)	大学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う。	公的研究費の運営・管理を適正に行うため統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者等へ適切な指示を与える。 統括管理責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう適切にリーダーシップを発揮する。
学術を担当する理事 (統括管理責任者)	最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任を負う。	公的研究費の運営・管理を適正に行うためコンプライアンス推進責任者等へ適切な指示を与える。
部 局 長 (コンプライアンス推進責任者) 人文社会科学部長 教育学部長 理学部長 工学部長 農学部長 研究科長 図書館長 教学イノベーション機構長 情報戦略機構長 研究・産学官連携機構長 保健管理センター所長 アドミッションセンター長 全学教職センター長 スチューデントサクセスセンター長 グローバルエンゲージメントセンター長 研究設備共用センター長 グリーンバイオテクノロジー研究センター長 地球・地域環境共創機構長 原子科学研究教育センター長 カーボンリサイクルエネルギー研究センター長 五浦美術文化研究所長 社会連携センター長 UAオフィス長 広報・アウトリーチ支援室長 監査室長 ダイバーシティ推進室長 総務部長 財務部長 学務部長 研究推進部長 社会連携部長 学部等支援部長	各部局等における公的研究費の運営・管理について実質的な責任を負う。	公的研究費の運営・管理を適正に行うため当該部局の職員等へ適切な指示を与える。